



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 9 1 号 令和 5 年 5 月 2 3 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 3 7	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を実施する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
2 3 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
2 3 9	同	同

【教育長訓令】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	

徳島県告示第二百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和五年五月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 適性検査及び講習の対象者

令和二年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び更新の日時及び場所

会場名	日 時	場 所
徳島会場	第一回 令和五年七月十三日（木曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同 十四日（金曜日） 午後一時から	同
	第三回 同 十九日（水曜日） 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六―一 徳島県吉野川合同庁舎
	第四回 同 二十一日（金曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第五回 同 八月十日（木曜日） 午後一時から	同
	第六回 同 八月二十五日（金曜日） 午後一時から	同
阿南会場	第一回 七月九日（日曜日） 午前十時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
	第二回 同 十日（月曜日） 午後一時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七―一 徳島県南部総合県民局美波庁舎
	第三回 同 十一日（火曜日） 午後一時から	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四―一 那賀町地域交流センター
	第四回 同 三十日（日曜日） 午前十時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
美馬会場	第一回 同 十九日（水曜日） 午後一時三十分から	三好市池田町マチ二一四五―一 三好市役所 第二分庁舎
	第二回 同 二十一日（金曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第三回 同 二十五日（火曜日） 午後一時三十分から	同

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
-------	-------

徳島会場で適性検査及び講習を受けようとする者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
阿南会場で適性検査及び講習を受けようとする者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
美馬会場で適性検査及び講習を受けようとする者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
板野郡上板町	令和五年五月八日
板名用水土地改良区	

徳島県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
徳島市不動西町 飯尾川堰土地改良区	令和五年五月八日

徳島県教育委員会教育長訓令第二号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月二十三日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

七 個人情報保護に関すること。

1 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

- | | |
|---|----|
| イ 第七十一条第一項の規定による同意の取得 | 課長 |
| ロ 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成 | 課長 |
| ハ 第一百十四条第一項（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査 | 課長 |
| ニ 第一百十五条（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結 | 課長 |

2 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三条第一項の規定による登録	課長
--	----

別表第二教育政策課の表中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

五 個人情報保護に関すること。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。 | |
| イ 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表 | 課長 |
| ロ 第一百十一条の規定による提案の募集 | 課長 |

別表第三中「並びに第七項第十号」を「第七項並びに第八項第十号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。